

商品概要説明書

多目的ローン

(令和7年4月1日現在)

商品名	多目的ローン
ご利用いただける方	○当 J A の組合員の方。 ○お借入時の年齢が満 18 歳以上 75 歳未満であり、最終償還時の年齢が満 80 歳未満の方。 ○原則として、前年度税込年収が 150 万円以上ある方（自営業者の方は前年度税引前所得とします。）。 ○原則として、勤続（または営業）年数が 6 か月以上の方。 ○生活の本拠が定まっている方。 ○当 J A が指定する保証機関の保証が受けられる方。 ○その他当 J A が定める条件を満たしている方。
資金使途	○生活に必要とする一切のご資金とし、資金使途の確認可能なものとします。 ただし、以下の資金は対象外とします。 ① J A で納付される相続税・贈与税を除く税金支払資金 ②負債整理資金 ③所定の期日経過後の経済未収金の肩代り資金 ④営農資金および事業資金
借入金額	○10 万円以上 500 万円以内、1 万円単位とし、所要金額の範囲内とします。
借入期間	○6 か月以上 10 年以内とします。
借入利率	○次のいずれかよりご選択いただけます。 【変動金利型】 お借入後の利率は、4 月 1 日および 10 月 1 日の基準金利（パーソナルプライムレート）により、年 2 回見直しを行い、6 月・12 月の約定返済日の翌日より適用利率を変更いたします。 【固定金利型】 お借入時の利率を、完済時まで適用いたします。 ○利率は店頭に掲示します。詳細については、当 J A の融資窓口へお問い合わせください。
返済方法	○元利均等返済（毎月の返済額（元金＋利息）が一定金額となる方法）とし、毎月返済方式、年 2 回返済方式（専業農業者の方に限ります。）、特定月増額返済方式（毎月返済方式に加え年 2 回の特定月に増額して返済する方式。特定月増額返済による返済元金総額は、お借入金額の 50% 以内、1 万円単位です。）のいずれかをご選択いただけます。
担保	○不要です。
保証人	○当 J A が指定する保証機関（新潟県農業信用基金協会）の保証をご利用いただけますので、原則として保証人は不要です。

保証料	○一括払いとなります。 ご融資時に一括して保証料をお支払いいただきます。 【お借入額 100 万円・利率 5.00%・変動金利型の場合の一括支払保証料（例）】 <table><tr><td>お借入期間</td><td>1 年</td><td>2 年</td><td>3 年</td><td>5 年</td><td>7 年</td></tr><tr><td>保証料（円）</td><td>4,888 円</td><td>9,445 円</td><td>14,045 円</td><td>23,364 円</td><td>32,852 円</td></tr></table>	お借入期間	1 年	2 年	3 年	5 年	7 年	保証料（円）	4,888 円	9,445 円	14,045 円	23,364 円	32,852 円
お借入期間	1 年	2 年	3 年	5 年	7 年								
保証料（円）	4,888 円	9,445 円	14,045 円	23,364 円	32,852 円								
団体信用生命共済（保険）	○ご希望により当 J A 所定の団体信用生命共済（保険）のいずれかにご加入いただけます。 なお、選択される団体信用生命共済（保険）の種類によりお借入利率は下表記載の加算利率分高くなります。 <table><tr><td>団体信用生命共済（保険）名</td><td>加算利率</td></tr><tr><td>団体信用生命共済（特約なし）</td><td>年 0. 3 %</td></tr><tr><td>長期継続入院特約付団体信用生命共済</td><td>年 0. 5 %</td></tr><tr><td>三大疾病保障特約付団体信用生命共済</td><td>年 0. 5 %</td></tr></table>	団体信用生命共済（保険）名	加算利率	団体信用生命共済（特約なし）	年 0. 3 %	長期継続入院特約付団体信用生命共済	年 0. 5 %	三大疾病保障特約付団体信用生命共済	年 0. 5 %				
団体信用生命共済（保険）名	加算利率												
団体信用生命共済（特約なし）	年 0. 3 %												
長期継続入院特約付団体信用生命共済	年 0. 5 %												
三大疾病保障特約付団体信用生命共済	年 0. 5 %												
9 大疾病補償保険	○ご希望により上記の団体信用生命共済（特約なし）または長期継続入院特約付団体信用生命共済とあわせて「9 大疾病補償保険」にご加入いただけます。 ご利用にあたっては借入利率に以下の利率が加算されます。 年 0. 3 %												
苦情処理措置および紛争解決措置の内容	○苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当 J A 支店または金融共済部融資課(電話：0 2 5 8－3 5－1 3 0 8)にお申し出ください。当 J A では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、J A バンク相談所（電話：0 3－6 8 3 7－1 3 5 9）でも、苦情等を受け付けております。 ○紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当 J A 金融共済部融資課または J A バンク相談所にお申し出ください。 新潟県弁護士会（電話：0 2 5－2 2 2－5 5 3 3） そのほか、東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会 「東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会（以下「東京三弁護士会」という）では、東京以外の地域のお客様からのお申し出について、お客様の意向に基づき、お客様のアクセスに便利な地域で手続を進める方法もあります。 ・現地調停：東京の弁護士会と東京以外の弁護士会が、テレビ会議システム等により、共同して解決に当たります。 ・移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に手続を移管します。 なお、現地調停、移管調停は全国の弁護士会で実施しているものではありません。												

	せん。具体的内容は上記 J Aバンク相談所または東京三弁護士会にお問合せください。」												
その他	○お申込みに際しては、当 J Aおよび当 J Aが指定する保証機関において所定の審査をさせていただきます。審査の結果によっては、ご希望に沿いかねる場合もございますので、あらかじめご了承ください。 ○書面契約の場合、印紙税が別途必要になります。 なお、電子契約の場合は印紙税が不要となりますが、次の電子契約サービス手数料（消費税等含む。）が必要です。 <table><tr><td>契約金額</td><td>100 万円以下</td><td>無料</td></tr><tr><td>契約金額</td><td>100 万円超 500 万円以下</td><td>1,100 円</td></tr><tr><td>契約金額</td><td>500 万円超 1,000 万円以下</td><td>5,500 円</td></tr><tr><td>契約金額</td><td>1,000 万円超</td><td>11,000 円</td></tr></table> ○現在のお借入利率やご返済額の試算については、当 J Aの融資窓口までお問い合わせください。	契約金額	100 万円以下	無料	契約金額	100 万円超 500 万円以下	1,100 円	契約金額	500 万円超 1,000 万円以下	5,500 円	契約金額	1,000 万円超	11,000 円
契約金額	100 万円以下	無料											
契約金額	100 万円超 500 万円以下	1,100 円											
契約金額	500 万円超 1,000 万円以下	5,500 円											
契約金額	1,000 万円超	11,000 円											

J Aえちご中越